

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 8 年 8 月 24 日付けにより公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

契約担当官 北海道警察会計担当官 友 井 昌 宏

2 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

金地金の売払い

(2) 売払物品の品名、規格及び数量

金地金 純度99.99% 延べ板状 995.76 g

(3) 売買代金の納付期限

契約書（案）による。

(4) 引渡場所

契約書（案）による。

(5) 引取期限

契約書（案）による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8・9 年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の買受け」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、北海道地域の資格を有する者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に規定する古物商の許可を受けている者であること。

(6) 警察当局から、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 060-8520

北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

5 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を令和8年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までに4の場所に提出すること。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (3) 古物営業法に規定する古物商の許可を受けていることを証する書類の写し

6 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年10月13日（火）午後1時30分
（郵便等による入札の場合は令和8年10月9日（金）午後5時00分必着とする。）
- (2) 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
- (3) 開札日時 (1)に同じ
- (4) 開札場所 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 郵便等による入札

郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。）の入札は認める。

9 入札の方法

- (1) 入札者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札参加者は、代理人により入札させるときは委任状を提出しなければならない。

10 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、入札金額が、予決令第79条の規定により定めた予定価格以上であって、最高価格をもって入札した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 入札の無効

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、入札書の提出をもって、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(3) 人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2239

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札は、公開する。

(7) この入札に参加する者は、競争契約入札心得を承知すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、北海道警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。